

電気通信事業紛争処理委員会（第84回）

1 日時

平成19年11月22日（木）午後1時00分から午後1時25分まで

2 場所

総務省9階 901会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

森永 規彦（委員長）、田中 建二（委員長代理）、龍岡 資晃、富沢 木実
（以上4名）

(2) 事務局

平山 眞 事務局長、元岡 透 参事官、副島一則 紛争処理調査官、
福田雅樹 上席調査専門官、小森一秀 上席調査専門官

(3) 総務省（総合通信基盤局）

寺崎 明 総合通信基盤局長、武内信博 電気通信事業部長、
安藤友裕 総務課長、谷脇康彦 事業政策課長、古市裕久 料金サービス課長

4 議題

(1) 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議

諮問第6号により総務大臣からの諮問があった、日本通信株式会社から申請のあった裁定について、審議した結果、答申と勧告とを取りまとめ、11月22日付けで答申及び勧告を行うこととした。

(2) その他

5 議事内容

【森永委員長】 では、ただいまから第84回電気通信事業紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、私も含めまして委員4名が出席していますので、定足数を満たしております。

本日の会議は、公開で開催いたします。

また、本日は総務省から寺崎総合通信基盤局長を初め関係の皆様にもご出席いただいております。

それでは、議事に入ります。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議題は2つでございますが、その1つ、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議を行います。

本件につきましては、9月21日付で総務大臣から私ども委員会に諮問をいただきました。あと、9月21日、10月12日、10月19日、10月30日、そして本日というふうに5回審議を重ねてきました。その間、日本通信のほうから出された裁定申請書、それに対するドコモからの答弁書、あるいは裁定案に対して両当事者から出てきました意見書、あるいは私ども委員会のほうから両当事者及び総務省に質問書を出させていただきましたその回答書、そういうものを総合的に検討し、審議を重ねてまいりまして、本日の答申及び勧告ということになったわけでございます。

それでは、まず、答申書及び勧告書(案)の内容を事務局から読み上げていただきます。

【小森上席調査専門官】 では、カメラ撮りの皆様、ご退室お願いいたします。

(報道カメラマン退室)

【副島紛争処理調査官】 それでは、資料6-17をごらんいただきたいと思います。上のほうは省略させていただいて、答申書及び勧告書(案)でございます。

平成19年9月21日付諮問6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条(目的)ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1 裁定事項1(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という)の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。)

裁定事項1については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)とドコモとの間の電気通信回線設備の接続(以下「本件接続」という。)に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるも

のであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内において当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

2 裁定事項2（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。）

裁定事項2については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

（理由）

（1）ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なMNOに加え同じ条件のMVNOの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年10月22日から提供開始したPC向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコルフッティングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

（2）利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定権を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定するほうが、利用者にとってわかりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすることは自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド

料金の場合でも「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第34条第3項第4号）で適切な接続料金（同法第34条第2項に規定する「取得すべき金額」）を設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

3 裁定事項3（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項3については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

（理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方法）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合のほうが、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために高速なPC向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競

争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行うと実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金に関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやP2P通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者に使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要となる。実際にドコモは自社独自のPC向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、さまざまなアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項5の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金

の課金方式の問題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①PC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

4 裁定事項4（接続料金の具体的金額）及び5（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項4及び5については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

5 勧告 —— MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

本文は以上でございまして、次のページから、別紙ということで本件の経緯を書いております。この別紙についての読み上げは、従前と同様ですので省略させていただきますが、9ページをご覧になっていただきまして9ページの上のほうでございまして、ドコモの答弁の概要を記したところでございまして。裁定事項4のところ、1パケット当たり、あるいは10Mbpsの帯域幅当たりということで具体的数字を書いておりますが、部外へ公表する場合には、当事者の利益を害するおそれがあるということで、秘匿すべき情

報であることから、数字は墨塗りで公表するということにいたしたいと思っております。

以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

私ども委員の間で相当検討もし、議論もし、意見調整も行い、きょうのこういう答申及び勧告というところまでこぎつけたのですが、最後に何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【森永委員長】 それでは、この答申及び勧告の内容で総務大臣にあてまして、本日付で答申及び勧告を行うことにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

総務省におかれましては、答申書の内容を踏まえまして検討を行い、そして総務大臣の裁定を適切に行っていただきたいと期待いたしております。

また、勧告で申し上げたのですけれども、今後、この事案だけでなく、MVNOとMNOとの協議の円滑化の観点からも、今回のこの裁定事案でもよくわかったのですけれども、なかなか協議がスムーズにいきかねる、それに対しましてどうか総務大臣のほうで適切に対応していただけるような、そういう方向づけでお願いできればというふうな意味の、これは勧告にさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、次、議題の2に移りたいと思います。「その他」ということですが、事務局からどうぞお願いいたします。

【小森上席調査専門官】 答申につきましては、お手元の報道資料(案)によりまして、委員会終了後の委員長記者会見の際に配布させていただいてよろしいでしょうか。

【森永委員長】 ということでございまして、お手元に配布されておりますが、これお配りしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【森永委員長】 では、どうぞ、配布お願いします。

【小森上席調査専門官】 それでは、次回委員会の日程の詳細等につきましては、別途調整の上、ご案内させていただきたいと存じます。

【森永委員長】 それでは、これでもう議案は1番、2番終わりましたのですが、委員の皆様方、今回の諮問案件に関して集中的に審議、検討していただきまして、ありがたく思っております。

既にご案内のように、私ども現在の委員の任期が11月29日まででございまして、そ

